

随意契約の過程並びに契約内容事項の公表

件名	門真市立幼稚園・保育所・認定こども園デジタル複合機賃貸借契約	
委託場所	門真市大橋町5番21号 門真市立大和田幼稚園 門真市上野口町46番13号 門真市立上野口保育園 門真市千石西町10番8号 門真市立砂子みなみこども園	
契約期間	契約締結日から令和9年4月30日まで	
仕様書配布	令和4年3月22日	
見積書提出期限	令和4年3月29日午後5時00分まで	
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	
契約の相手方	業者名	シャープマーケティングジャパン株式会社
	代表者	大阪府八尾市北龜井町3丁目1番72号
	所在地	取締役 美甘 將雄
契約金額（コピー料金（モノクロ）単価）	1.43 円	
契約金額（コピー料金（カラー）単価）	16.50 円	

選定業者名及び見積結果（消費税等を含まず） (円)

選定業者名	最終見積金額(合計)	最終見積金額(コピー料金(モノクロ)単価)	最終見積金額(コピー料金(カラー)単価)	採用	備考
1 シャープマーケティングジャパン株式会社	2,219,400	1.30	15.00	○	
2 コニカミノルタジャパン株式会社	2,618,700	2.90	14.50		

随意契約の理由及び業者選定理由	<p>本件は、現在門真市立幼稚園・保育所・認定こども園に設置しているデジタル複合機の契約満了に伴う機器の更新を行うものです。</p> <p>本契約は性質上、モノクロ印刷1枚当たりの単価及びカラー印刷1枚当たりの単価の各項目についての単価契約と、複合機の印刷に関する環境構築作業を同一事業者で行うため、複数項目において価格競争を行うことになることから、一般競争入札に適しません。さらに、契約額についても、複数単価の見積合わせとすることで、契約候補者と価格交渉が可能となり、一般競争入札と比べ、より低価格で契約することができます。このことから、複数単価の見積合わせにより契約候補者を選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）により随意契約を行うものです。</p>
-----------------	---